

<参考資料>

1. 策定の経過

- 平成 27 年 6 月 2 日 帯広市地域公共交通活性化協議会
○交通政策基本法の施行に基づく交通政策の実施について
- 平成 27 年 8 月 26 日 帯広市地域公共交通活性化協議会
○地域公共交通網形成計画策定調査の実施内容について
- 平成 27 年 12 月 24 日 帯広市地域公共交通活性化協議会
○地域公共交通網形成計画策定調査の中間報告について
○地域公共交通網形成計画の方向性について
- 平成 28 年 2 月 26 日 帯広市地域公共交通活性化協議会
○地域公共交通網形成計画策定調査の調査報告について
○地域公共交通網形成計画の素案（たたき台）について
- 平成 28 年 3 月 29 日 帯広市地域公共交通活性化協議会
○帯広市地域公共交通網形成計画（素案）について
- 平成 28 年 6 月 7 日 帯広市地域公共交通活性化協議会
○帯広市地域公共交通網形成計画（原案）について
- 平成 29 年 1 月 4 日から平成 29 年 2 月 2 日
原案のパブリックコメント実施
- 平成 29 年 2 月 原案のパブリックコメント結果の報告
- 平成 29 年 3 月 帯広市地域公共交通網形成計画の策定

2. 帯広市地域公共交通活性化協議会

(敬称略・順不同)

帯広市地域公共交通活性化協議会	
所 属	氏 名
十勝バス株式会社	長沢 敏彦
北海道拓殖バス株式会社	小森 明仁
大正交通有限会社	道見 茂美
毎日交通株式会社	千葉 和也
十勝地区バス協会	澤田 清己
北海道地方交通運輸産業 労働組合協議会十勝地区交運労協	前田 英司
十勝地区ハイヤー協会	塚本 俊二
帯広市町内会連合会(住民代表)	齋藤 雅俊
北海道運輸局 帯広運輸支局	頼本 英一
北海道十勝総合振興局	山田 恭一
帯広市政策推進部企画課	倉口 雅充(H27)、石井 健一(H28)
帯広市市民環境部環境都市推進課	榎本 泰欣
帯広市保健福祉部高齢者福祉課	金森 克仁(H27)、五十嵐 ゆかり(H28)
帯広市商工観光部観光課	加藤 帝
帯広市都市建設部都市計画課	佐藤 暢淑(H27)、松原 浩司(H28)
帯広市教育委員会学校教育部企画総務課	福原 慎太郎
帯広市商工観光部	中尾 啓伸(H27)、相澤 充(H28)※会長

3. 本計画に関連するまちづくり計画

(1) 第六期帯広市総合計画

①目指す都市像

人と環境にやさしい 活力ある 田園都市 おびひろ

②まちづくりの目標

- 1) 安全に暮らせるまち
- 2) 健康でやすらぐまち
- 3) 活力あふれるまち
- 4) 自然と共生するまち
- 5) 快適で住みよいまち
- 6) 生涯にわたる学びのまち
- 7) 思いやりとふれあいのまち
- 8) 自立と協働のまち

③計画期間

平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間

④公共交通に関連する取り組み

5-2 交流を支えるまちづくり

5-2-2 総合的な交通体系の充実

関係機関との連携により、高速道路、空港・港湾、公共交通など、総合的な交通体系の整備・充実にすすめます。

◆とち帯広空港定期日利用乗降客数：H19(基準値)60.2 万人⇒H31(目標値)63.1 万人

◆バス利用者数（十勝管内）：H20(基準値)395.8 万人⇒H31(目標値)395.8 万人

(2) 帯広市都市計画マスタープラン

①まちづくりの将来像

広い大地に 生命が輝き 響き合う 北の田園都市おびひろ

②まちづくりの基本方向

- 1) 均一型の都市づくりからメリハリのあるまち創りへ
- 2) 拡大型の都市づくりから既存活用型のまち使いへ

③まちづくりの目標

- 1) 安心して住む
- 2) 安全に動く
- 3) 快適に働く
- 4) 心豊かに時を過ごす

④計画期間

平成 15 年度から平成 35 年度までの概ね 20 年間

⑤公共交通に関連する取り組み

4-3 将来都市構造の形成方針

2) 道路・交通体系の形成方針

(2) 公共交通（バス・鉄道）機能の充実

①適切なバスネットワークの形成

- ・他の交通機関との分担と連携をはかり、バス路線のネットワークを形成します。
- ・路線バスを補完する新しいバスサービスの展開を促進します。

②鉄道輸送機能の活用

- ・大量交通機関の機能を十分に活用するため、輸送機能の高速化の取り組みを促進するとともに、他の交通とのアクセス機能の向上につとめます。

(3) おびひろまち育てプラン

①プランの目標

やさしさあふれる 田園都市おびひろ を未来につなげよう

②まち育てプランの方向性

- 1) まもる : 市街地の拡大を抑制し、農地、耕地防風林などの貴重な自然環境をまもるまちづくり
- 2) やすらぐ : 多様な世代が安全に安心して暮らせるまちづくり
- 3) いくくる : 多様な交通サービスの確保された移動しやすいまちづくり
- 4) つかう : 既存社会資本ストックの有効活用や水・緑などの自然素材を活かした効率的、魅力的なまちづくり
- 5) にぎわう : 都市の顔として、にぎわい、魅力、活力を創出するまちづくり

③計画期間

平成 20 年度から平成 35 年度までの 16 年間

④公共交通に関連する施策

4-2 土地利用と交通施策の連携

2 省資源、省エネルギー型の交通体系整備

⑦公共交通の利便性向上

- ・公共交通のサービス水準の検討
- ・路線バスの定時性の確保
- ・路線バス利用促進に向けたPR・啓発の推進
- ・乗降対応、バス待ち環境対策等の実施
- ・公共交通機関の多様化の推進

⑧多様な交通結節点の構築

- ・交通結節点の形成促進
- ・バス交通の利用環境の充実

5-5 便利で多様なモビリティ³⁴形成プログラム

- ◆誰もが安全、快適に利用できる環境に優しい交通サービスの確立
- ◆移動手段の多様化

³⁴モビリティ：人や物の移動のしやすさ、動きやすさ。

(4) 帯広圏都市交通マスタープラン

①帯広圏の将来像

既存ストックを活かし魅力ある十勝の中核都市圏形成を支える拠点集約・連携型都市構造を実現

②基本方針

- 1) 人口減少や地球環境問題に対応する集約型都市構造への転換
- 2) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
- 3) 持続可能な発展を支える地域産業の活性化

③交通施策展開の基本方向

- 1) 環境に優しい拠点集約型都市構造を支える交通施策
- 2) 安全・安心な暮らしを支える交通施策
- 3) 地域活性化・十勝の中核都市機能を強化する交通施策
- 4) 既存ストックを有効活用する交通施策

④計画期間

平成 20 年から概ね平成 37 年までの 18 年間

⑤公共交通に関連する施策

- (1) 環境に優しい拠点集約型都市構造を支える交通施策
 - 1) 拠点間を結ぶ公共交通の維持・充実
 - 2) J R 駅及び沿道の商業施設などと連携した、交通結節点の形成促進
 - 3) 都心来街者の利便性の向上
 - 4) 公共交通利用の P R ・啓発活動の推進
- (2) 安全・安心な暮らしを支える交通施策
 - 1) 多様な形態の運送サービスの充実
 - 2) 通学交通の利便性の向上
 - 3) 低床車両バスの充実
 - 4) 介護タクシーや代行サービスの充実と積極的な P R
- (3) 地域活性化・十勝の中核都市機能を強化する交通施策
 - 1) 都市間バスサービスの充実
 - 2) 鉄道広域サービスの向上

(5) 第10次帯広市交通安全計画

①計画の目的

総合的な交通安全対策を推進し、市民の安全の確保を図ることを目的とします。

②計画の考え方

国・道の計画と整合を図るとともに、交通を取り巻く諸条件の変化に対応し、交通安全教育や交通事故多発地点の安全性の向上などに関する施策の充実を図ります。

③計画目標

- ①24時間死者数は、限りなくゼロに近づける
- ②交通事故発生件数及び負傷者数は、第9次計画の最終年の数値より確実に減少させる

④計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

⑤公共交通に関連する施策

推進施策

- 2-（5）公共交通機関の利用促進

(6) 第二期帯広市環境基本計画

①計画の趣旨

帯広市の環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向を示し、本市で暮らす市民、活動するすべての事業者、環境 NGO、行政が連携して、将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営める環境を確保するとともに、生きものたちも良好に暮らせる環境を確保していくことをめざしています。

②環境目標

- (1) 人と生きもののがともに快適に暮らせるまちづくり
- (2) みんなが安心して暮らせるまちづくり
- (3) ごみを出さないまちづくり
- (4) 地球の未来を考えたまちづくり
- (5) うるおいと安らぎのあるまちづくり
- (6) 歴史を大切にしたいまちづくり
- (7) まちづくりは市民の手で

③計画期間

平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間

④公共交通に関連する取り組み

- (2) みんなが安心して暮らせるまちづくり

〈市民・事業者〉

◆自動車の効率的利用と、公共交通機関の利用を増やしましょう。

〈行政〉

◆二酸化炭素の排出量削減やエネルギー対策も視野に入れながら、以下の施策で大気汚染物質の排出削減に取り組みます。

○ノーカーデーの実施や不要不急の自動車使用の自粛

○バスなどの公共交通機関の利便性向上や利用促進を図るとともに、自転車及び歩行者が利用しやすい施設整備の推進

(7) 帯広市環境モデル都市行動計画

①全体構想

〈住・緑・まちづくり〉

将来像：快適な都市環境が形成された社会 ～森・水・住環境～

100年の大計として取り組む「帯広の森」の育成と活用、豊富な水、きれいな空気など、自然豊かで住みやすい快適な都市環境の形成を図る。

〈おびひろ発 農・食〉

将来像：農地の経済的、環境的価値が進展した社会 ～食料供給・CO₂ 土壌固定～

飼料自給率の向上や良質な堆肥の活用などにより、環境と調和し地域の発展に貢献する力強い農林業を進め、日本有数の食料供給基地としての役割を担う。

〈創資源・創エネ〉

将来像：化石燃料に頼らないエネルギー自給社会

地域資源の有効活用により産業が振興した社会 ～バイオマス・太陽光～

長い日照時間や豊富なバイオマス³⁵を最大限活用し、地域循環型のエネルギー自給社会を目指す。

〈快適・賑わうまち〉

将来像：コンパクトなまちづくりや環境負荷の少ない交通体系が進展した社会

～まちなかの賑わい再生～

バスをはじめとする環境にやさしい公共交通の利用を促進させ、省エネ・低炭素型の地域づくりを進め、まちなかの賑わいを再生する。

〈エコな暮らし〉

将来像：環境に配慮した生活実践が進展した社会 ～「もったいない」運動～

学校、町内会、オフィスなどを対象とした環境教育を進め、市民ボランティアの拡充を図ることなどにより、環境に配慮したライフスタイルへの転換を目指す。

②計画期間

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間

③公共交通に関連する取り組み

2-4 〈快適・賑わうまち〉

(2) 環境にやさしい公共交通の利用促進

乗用車に比べ、二酸化炭素の排出量が少ない公共交通機関の利用を促進するため、引き続き 70 歳以上の高齢者を対象としたバス無料乗車証の交付、デマンド（事前予約）式による乗合タクシー（あいのりタクシー）及びバス（あいのりバス）の運行などに取り組む。

³⁵バイオマス：再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

(8) 第 2 期帯広市中心市街地活性化基本計画

①めざす姿

(1) 世代を超えた生活空間が広がるまち

文化、生涯学習施設など様々な公共施設が立地し、都市機能が集積している中心市街地は、コンパクトで持続可能なまちづくりを進める上で重要な役割を持っていることから、住みたくなる魅力的な生活空間の形成が必要である。

(2) 世代を超えた集客・交流空間が広がるまち

にぎわいのある中心市街地には、若者や親子連れなど、様々な世代が買い物や交流するため、訪れたいくなる魅力的な集客・交流空間の形成が必要である。

②基本的な方針

(1) 街なか居住の促進

全ての世代にとって住みやすく、快適に生活できる魅力的な住宅及び便利施設を中心市街地に供給することによって、居住人口の増加を図り、生活空間として質の高い中心市街地を形成する。

◆居住人口の増：街なか居住者数 3,100 人

(2) にぎわいの創出と魅力づくり

中心市街地においてこれまで整備されてきた、公共施設を始めとするストックを活用したイベント、取り組みを連続、連携して展開していくことや、商業機能の充実によって、様々な世代がつどい、にぎわいと魅力のある中心市街地を形成する。

◆歩行者通行量（平日）：24,000 人

③計画期間

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間

④公共交通に関連する取り組み

(2) にぎわいの創出と魅力づくり

その他の事業

40.買物共通バス券事業

41.高齢者おでかけサポートバス事業

(9) 第2期十勝定住自立圏共生ビジョン

①定住自立圏共生ビジョンの目的

本共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第6の規定により、圏域の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき関係市町村が連携して推進する具体的な取り組み内容を明らかにするものです。

②圏域の将来像

19市町村が農畜産物の高付加価値化や自然エネルギーの活用、観光の広域化、人口減少社会への対応などをすすめることで、十勝のさらなる発展と魅力の向上を図るとともに、保健・医療、福祉、教育、地域公共交通など様々な分野で連携することにより、子どもからお年寄りまで、安全で安心して豊かに暮らせる社会を築きあげ、誰もが住みたい、住み続けたいと思える十勝を目指します。

③計画期間

平成28年度から平成31年度までの4年間

④公共交通に関連する施策

3 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

①地域公共交通の維持確保と利用促進

形成協定の内容：圏域住民の移動手段の確保や利便性向上を図るため、生活交通路線の維持確保と利用促進の取り組みを進めます。

取組概要：バス交通の維持・確保を図るための協議・協力体制を継続し、乗降調査やアンケート調査などにより利用実態の把握や分析を行うとともに、モビリティ・マネジメント³⁶の推進や観光資源の活用など利用促進策を検討し、必要な事業を実施します。

取組効果：生活交通路線の維持により、高齢者や学生など自動車を運転することのできない住民の通院や通学など生活に必要な交通手段が確保されます。交通ネットワークの維持により、帯広市の病院、学校、商業施設など都市機能を広域的に利用することができます。

³⁶モビリティ・マネジメント：地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組み。

(10) 第六期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

①基本理念

「高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で健康で生き生きと充実した生活を営むことができる社会」の構築

②施策の推進方向

- (1) 高齢者のいきがいつくり
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 介護予防の推進
- (4) 在宅サービスの充実
- (5) 施設サービスの充実
- (6) 地域で支える仕組みづくり
- (7) 認知症施策の推進

③計画期間

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間

④公共交通に関連する施策

第 4 節 在宅サービスの充実

3 生活支援サービス

(4) 住環境の整備

- ④市民や関係機関の協力を得ながら、公共建築物をはじめ道路、公園、公共交通機関等においても誰もが安心して利用できる環境の整備の促進を図ります。

(11) 帯広市まち・ひと・しごと創生総合戦略

①基本理念

都市と自然の価値共創 ～フードバレーとまち～

②基本目標

- (1) 新たな「しごと」を創り出す
- (2) 十勝・帯広への「ひと」の流れをつくる
- (3) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- (4) 安全安心で快適なまちをつくる

③計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

④公共交通に関連する施策

Ⅲ 今後の取り組みの方向

4 安全安心で快適なまちをつくる

(3) 都市機能の確保

② 地域公共交通の再編促進

- 事業者等と連携し、公共交通の利用状況やニーズについて実態を把握しつつ、まちづくりとの連携を図りながら、路線再編や利用促進に向けた情報発信などを進めます。

(4) 広域連携の推進

① 十勝定住自立圏の推進

- 結びつきやネットワークの強化に向け、まちづくりと連携したバス利用の促進に取り組むほか、北海道と連携し、結婚支援ネットワークの形成などに取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

十勝管内バス利用者数 基準値 457 万人（H24-H26 平均）

目標値 462 万人

(12) 帯広市バス交通活性化基本計画

①基本的な考え方

乗合バス事業をとりまく社会状況やニーズが変化している。しかし、帯広市民の生活、円滑な社会経済活動を維持するには、今後も乗合バスを中心としたバス交通が基本的な公共交通機関としての役割を果たしていく必要がある。したがって、乗合バスの果たす社会的役割を認識しつつ、社会状況やニーズの変化に対応した施策を推進し、バス交通の活性化を図る。

②バス交通活性化の方針

- (1) 適切なバスネットワークの形成
- (2) バスサービスの向上策の推進

③帯広市におけるバス交通の役割

- (1) 自家用車を利用できない人達の生活の足
- (2) 自家用車の代替交通機関
- (3) 安全で信頼できる乗り物
- (4) 環境に配慮した乗り物
- (5) 街を活性化させる乗り物

④公共交通の役割を支えるための取り組み

- (1) 適切なバスネットワークの形成
 - ①最適なバス路線を運行する
- (2) バスサービスの向上策の推進
 - ①最適なバス路線を運行する
 - ②最適なバス車両を導入する
 - ③バス停環境を整備する
 - ④最適な時刻・頻度で運行する
 - ⑤最適な運賃制度を導入する
 - ⑥バスの安定走行を支援する
 - ⑦バスの情報を提供する
 - ⑧バス利用を啓発・教育する

(13) 帯広市地域公共交通総合連携計画

①基本方針

帯広市地域全体の活性化

- 各種交通モード間の連携
- 安全で安心な移動を可能とする地域の足の確保
- 需要に適したバスサービスの提供
- 高齢化社会への対応
- 自動車利用の抑制と公共交通に肯定的な市民意識の形成

②計画の目標

- (1) 適切なバスネットワークの形成
- (2) 利用促進策の推進
- (3) 利用拡大に向けた整備

③計画期間

短期的計画 : 平成 21 年度～平成 23 年度

中長期的計画 : 平成 21 年度～（期限を設けず、継続して協議・実施する）

④公共交通に関連する施策

- (1) 適切なバスネットワークの形成
 - ①新路線の導入実証実験
 - ②施設へのアクセス向上のための路線改編の実証実験
- (2) 利用促進策の推進
 - ①モビリティ・マネジメント³⁷の推進
 - ②省エネ・モビリティセンターの運営
 - ③分かりやすい公共交通マップ・時刻表の作成・配布
 - ④エリア定期券など利用者の視点に立った定期券及び回数券の見直し
 - ⑤商業者と連携したバス利用の促進
 - ⑥ライフステージに応じた情報提供によるバス利用の促進
 - ⑦小学校における公共交通をテーマとした教育プログラムの実践
 - ⑧高齢者に対する公共交通をテーマとした教育プログラムの作成・実践
 - ⑨廃油の回収を通じた環境配慮意識の向上とバス利用促進策の実施
- (3) 利用拡大に向けた整備
 - ①乗継ぎシステム（ICカード³⁸）の導入
 - ②バスロケーションシステム³⁹の導入

³⁷モビリティ・マネジメント：地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組み。

³⁸ICカード：（交通系）ICカードは、公共交通機関で運賃の支払いに利用できるICカードのこと。

³⁹バスロケーションシステム：GPS等を用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話、パソコンに情報提供するシステム。